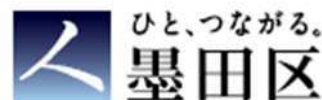


墨田区消費者ニュース

令和7年2月発行 第219号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



エシカル消費を できることからはじめよう！

「エシカル*消費」とは地域の活性化や雇用など含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。*エシカル＝倫理的・道徳的

- ▶ フェアトレードの商品を選ぶ
- ▶ 福祉施設で作られた製品を購入する



*認証マーク付きの商品選ぶことから始めるのもお勧めです。

- ▶ 地元で生産された商品を購入する
(地産地消)

- ▶ 被災地の産品を購入する



- ▶ 電気や水を大切に使う
- ▶ 必要な物を必要なだけ買うように心がける
(食品ロスの削減)



ほかにもあるよ！

👜マイバック・マイボトルを持参。💡省エネや節電につながる行動を実践する。など

(資料：消費者庁 イラスト：いらすとや)

令和6年度第2回「多重債務110番」を実施します

借金返済でお困りの方へ「多重債務110番」相談会を東京都と共同で実施します。解決に向けて相談をお受けします。困ったことがありましたら、ぜひ利用してください。

日時：令和7年3月4日(火)・5日(水) 9:00~16:30

方法：電話・来所 03-5608-1773

【消費者講座のご案内】 今すぐできるクローゼットのお片付け

ごみダイエットアドバイザー・整理収納アドバイザーから、ファッションロスの問題や洋服の整理術、手放すときのポイントなどを学びます。

*令和7年3月7日(金) 10時から12時 区内在住在勤在学の方

*区役所会議室131(13階) 先着80名

*事前に氏名・電話番号を電話またはEメールで

すみだ消費者センター ☎5608-1516 メール: sangyou@city.sumida.lg.jp へ

雰囲気のにのまれて高額商品を買ってしまった！

【相談事例】

友達に誘われ健康食品を紹介する近所のサロンに行った。販売員のトークが面白く、100円でパンや餅を購入できて、楽しいので毎日のように通った。昨日、会場に行ったところ、販売員が認知症に効く5万円のドリンクを紹介し、次々と購入する人が出たので、私も思わず契約してしまった。商品は後日届く予定で、代金はまだ支払っていない。家に帰って家族に話すと、必要のないものだし高額だと言われた。解約したい。(70代、女性)

【アドバイス】

閉め切った会場に人を集め、日用品や食品をただ同然で売って雰囲気を盛り上げた後、高額な商品を契約させる手口は「催眠商法」「SF 商法」と呼ばれます。

特定商取引法の訪問販売にあたる場合はクーリング・オフできます。

催眠商法の販売員は来場者に親切的な態度で接し面白い話をして楽しませるなど、高齢者の心理を巧みに利用して信頼関係を作るため、周囲や本人が被害に気が付いても解決は簡単ではありません。

◆通い続けて顔見知りになり言葉巧みに勧誘を受けると断り切れなくなる場合もあります。そのような場所には安易に行かないことが大切です。

◆会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければ、その場できっぱり断りましょう。

◆ご家族や周囲の方は困った様子に気が付いたら、できるだけ早く相談してください。



(消費者庁イラストより)

この相談では、契約者本人がクーリング・オフを通知し、商品を受け取らず解約できました。

すみだ消費者センター相談室



5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

